

特定非営利活動法人 神奈川県介護支援専門員協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人神奈川県介護支援専門員協会定款第8条の規定に基づく会費について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 入会金は、次のとおりとする。

正会員

- | | |
|-----------------|--------|
| 1) 介護支援専門員有資格者 | 3,000円 |
| 2) 介護支援専門員非有資格者 | 3,000円 |

準会員

- | | |
|-----------------|--------|
| 1) 介護支援専門員有資格者 | 3,000円 |
| 2) 介護支援専門員非有資格者 | 3,000円 |

賛助団体

10,000円

協力団体

なし

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

正会員

- | | | |
|-----------------|----|--------|
| 1) 介護支援専門員有資格者 | 年額 | 5,000円 |
| 2) 介護支援専門員非有資格者 | 年額 | 5,000円 |

準会員

- | | | |
|-----------------|----|--------|
| 1) 介護支援専門員有資格者 | 年額 | 5,000円 |
| 2) 介護支援専門員非有資格者 | 年額 | 5,000円 |

賛助団体

年額 10,000円

協力団体

なし

2 入会初年度の神奈川県介護支援専門員会費について、9月30日以前に入会した場合は年額、10月1日以降に入会の場合は、年額の半額とする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成14年4月3日から施行する

附則

この規程は、平成15年7月7日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。